

第16回 官業民営化等WG 議事録（財務省ヒアリング）

1. 日時：平成16年10月27日（水）11:00～12:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第4会議室
3. 項目：造幣・印刷関連業務
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議  
鈴木主査、八代委員、安念専門委員、大橋専門委員、  
福井専門委員、美原専門委員  
財務省  
理財局 国庫課長 八田 斎（以下「八田国庫課長」という）  
理財局国庫課 通貨企画調整室長 利田 秀男  
（以下「利田通貨企画調整室長」という）

鈴木主査 大変お待たせして、恐縮です。

それでは、財務省から「造幣・印刷関連業務」に関して、話を承りたいと思います。

1時間の時間を予定しておりますので、延びた分だけずらさせていただきたいと思います。

最初に、これは併せて御説明なさって併せて討議した方がよいと思いますので、切らずに御説明いただきたいと思います。

できましたら、15分以内で御説明を終わっていただきますように、お願いいたします。

八田国庫課長 わかりました。国庫課長の八田でございます。よろしく願いいたします。

最初にまずおわびをしないといけないのですが、先週の水曜日に質問項目をいただきまして、一生懸命作業をしたのですが、たまたまこの月曜日、一昨日、大阪の造幣局で年に1回の貨幣大試験という行事がございまして、たまたま関係職員が全部担当のものでございまして、私も月曜日は大阪に行っておりまして、そういう関係がありまして、当日その資料を作成して持ち込むという形になりまして、事前にお届けできませんでしたことをまずおわびいたします。申し訳ございませんでした。

中身に入ります前に、前回のこのヒアリングの場で、たしかアメリカではパスポート、旅券については、日本の凸版印刷さんが受注していると。何かできるのではないかという御指摘がありまして、そのときはお答えできなかったのですが、その後、調べましたら、確かにアメリカでは凸版印刷さんが受注しておりますが、凸版印刷さんが受注しておりますのは、旅券の上に張

るフィルムですね。ラミネート加工というフィルムらしいのですけれども、そのフィルムとフィルムに個人情報に印字する機械。これを納めておられまして、言わば台紙の紙そのものはアメリカの連邦政府の印刷庁。日本の印刷局に当たりますけれども、それが納めているようでございます。

では、日本の方はどうかということをおっしゃいますと、日本も実は同じ形でございまして、台紙は確かに印刷局の方がつくっておりますが、そこに張るフィルムとかフィルムに個人情報に印字する機械とかいうものは、民間企業の方が納めておりまして、これはただ、凸版印刷さんではないと聞いておりますけれども。

八代委員 どこでもいいのです。

八田国庫課長 違う企業がやっていますので、パスポートにかかる官民の役割分担という点では、たまたま日本の体系と同じ形になっていることを確認いたしましたので、御報告いたします。

それでは、調査表の方に入ります。まず、造幣の方からまいります。

最初の御質問でございましたけれども、民間委託の場合、安定供給に懸念があるのではないかとということで御質問をいただいているわけですが、ややずれた回答になってしまっておりますけれども、その回答のところをかいつまんで申し上げますと、通貨製造の安定ということで私どもが申し上げておりましたのは、そこにございますけれども、災害等の緊急時を含め、必ず貨幣があると。真正であることの疑念がないということが必要なもので、そのためにはその から とございますけれども、「倒産等のリスクを含め景気に左右されない安定的・確実な製造能力」、「高度な偽造防止技術」、「秘密の漏洩を法的に禁じ」ということが大事でございますので、こういう点で貨幣の製造というものがやはり特定独法という形で法律に課されております造幣局しかないのではないかとございまして、「すなわち」とございますけれども、安定的な供給と、私どもが従来御説明しておりましたのは、製造数量の増減にどう対応するかということではございまして、まさにその倒産等のリスクを含め景気に左右されない安定的・確実な製造という観点でございます。

なお書きでございますけれども、実際その貨幣の大量供給が必要となった場合にはどうするのだということについて御説明いたしますと、造幣局の場合でございますと、超勤を増やすとか休日勤務をすとか、二交替から三交替にするとか、あるいは他部門、貨幣製造部門以外の部門の人員を回してくるとか、そういうことをしたり、あるいは前回もちょっと御説明いたしましたけれども、偽造防止技術にかかる秘密の漏洩の問題がない。模様を打つ前の丸っこいものですが、円形とか、圧延板製造。これは圧延板と言いますのは、薄く延ばした状態の金属で、そこから円形をくり抜くわけですが、そういった

ものにつきましては、造幣局の監督、技術指導の下で民間企業に委託するという対応しております。

そこで前回、福井専門委員から、ではこの分は全体でどのくらいの割合になるのだということ調べてくれという御質問がありまして、それは調べますと、16年度の予算ベースで数字を申し上げますと、金額で大体全体の13.5%くらいの割合でございます、では、その製造枚数ということで申し上げますと、約71.3%ほどがそういう形で外注しております。

その次の質問で、調査表に戻りまして「造幣局の具体的な業務内容と関連予算、そこに配置されている人数(常勤、非常勤)を示されたい」ということで、次のページでございます。

この表を出しておるところでございますが、左側に業務内容ということで、まず貨幣の製造、販売、勲章・金属工芸品、金属の精製、品位証明、その他ということで分けまして、それぞれ16年度の予算ベースでございますけれども、収入を書いております。

配置人員はそこにございますように、大半が常勤でございますけれども、一部非常勤職員がおります。非常勤職員は大半が再任用でございます、言わばOBを短時間採用するという形で採用しております。詳しい説明は省略いたします。

続きまして、3枚目でございますけれども、造幣局の業務を包括的に委託をする。あるいは業務の一部をアウトソーシングする場合に、現行法令上、どうい問題があるのだという御指摘でございます。

その回答でございますけれども、読み上げますと、貨幣の製造につきましては、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律、我々は通貨法と呼んでおりますけれども、その第4条第2項におきまして、財務大臣は、貨幣の製造に関する事務を、独立行政法人造幣局に行かせると規定されておりますので、民間への包括的な委託は法令上困難と思っております。

ただ、さっき申し上げましたけれども、偽造防止技術に係る秘密漏洩の問題のない圧延板とか円形につきましては、一部外注しておるところでございます。

その他の業務は、先ほどの横表をごらんいただきますと、販売とか「勲章・金属工芸品等の製造」とか、あるいは「貴金属の精製及び品位の証明」でございますけれども、これについては法令上は包括委託あるいは業務の一部アウトソーシング。いずれも法令上の問題はございません。

その次の質問でございます。今日、横紙1枚で「諸外国の通貨製造機関」という資料をお出ししていると思っております。7月に一度お出しして、その中で一部確認中のものがございましたので、訂正したものを事務局でお出しして、その

ベースでこの御質問をいただいております。

これを見ますと、上の方の右から3番目でございますけれども、カナダ。ここが公社の形をしているのではないかとということで、そうやって外部委託は可能ではないかという御質問でございました。

回答の方を御説明いたしますと、カナダの王室造幣局は、1931年に大蔵省の機関としてつくられたわけでございますけれども、1969年に大蔵省から独立しまして、公社となりました。ただ、その公社の中身を見ますと、法律を調べますと、その1番～6番のように書いてございますように、結果として日本の独立行政法人造幣局と極めて似ているのではないかと私は思っております。

まさに日本の独立行政法人もこの1番～6番のような規制になっておりますので、したがって、この造幣局はアメリカやフランス、ドイツと比較すると、日本の独立行政法人に近いのかなと。ちょっと前まで日本が独法化する前までは国そのものだったわけですがけれども、国からちょっと離れたけれども、カナダはほぼそれと同じなのかなというふうに思っております。

横の外国の資格、指導に戻っていただきまして、1点御報告でございますけれども、上の段の右から2つ目のイタリアでございます。これは経営形態は国だということを従来、その資料には書いてございました。その後、調査いたしますと、その上から2つ目の段の「経営形態」のところから、「法律に設立された政府保有の特殊会社」であるということがわかりまして、株式は100%国が持っている特殊会社でございます。

「職員の身分」と「守秘義務」のところは確認中とまだなっております、これはイタリア的と言うと問題があるかもしれませんけれども、ある種の確認をすると、非公務員だという回答が来たこともありまして、別のところに確認すると、いや、みなし公務員だと、守秘義務があるのだという回答で、では、みなし公務員なら、その根拠法令を教えてくださいという、わかったと言ってもなかなか回答が来ないとかいうのが続いておりまして、まだ現状では確認しておりません。

ただ、今申し上げましたように、非公務員である可能性もございます。そこははっきり申し上げておきます。

以上でございます。

それから、調査表に戻っていただきまして、下の方で3ページと書いてございますけれども、勲章や貴金属工芸品等の製造を民間委託した場合に、何か支障となる問題があるのかという。法令上の問題ではなく実際上の問題として支障があるのかということでございます。

そこで回答でございますけれども、まず勲章でございますけれども、かいつまんで御説明しますが、(1)でございますけれども、勲章と褒章、これは栄

典でございますが、これは憲法7条の国事行為でございますして、ここでございますように、国家、公共に対する功労とか、あるいは社会の各分野における優れた行いを顕彰する制度といたしまして、明治以来120年の歴史を持っております。

したがいまして、そういう勲章等、この等は褒章でございますけれども、そういう栄典の授与は非常にこういう歴史と伝統がございますので、国の正統性とか永続性を表すものでございますので、やはり日本の伝統文化を生かした意匠あるいは高度な工芸技術というものがプラスされましたものが必要なのだろうと。

(3)でございますけれども、そういう製造に当たりましては、 にございますけれども、高度な極印とか製造技術とか、彫金、鍛金あるいは七宝という長い歴史と伝統を背景とした高度な工芸技術が必要でございますので、また、これを永続的、均一的につくっていく必要があるということで、 でございますけれども、そういうものの偽造が行われないようにちゃんと管理をする必要があるということを考えますと、(4)でございますけれども、やはり勲章等は一切妥協を許されないのではないかと。そうすると製造主体としては、この造幣局しかないのではないかというふうに、私どもは考えておりますし、内閣府の賞勲局、担当局でございますけれども、私どもと全く同じ見解でございます。是非御確認いただければと思いますけれども、そういうことで勲章と褒章につきましては、独立行政法人造幣局以外ないだろうと、私どもは考えております。

次に4ページ、2番「金属工芸品等の民間委託について」御説明いたしますと、この造幣局がつくっております金属工芸品と大きく2つに分けられると思います。

まず1つは、自分の意思でつくっているというものと、外部から頼まれて受注を受けてつくっている、この2つに分けられるのです。

(1)の方の自分の意思でつくっているという方でございますけれども、これは貨幣製造技術をずっと維持、改善するということで、あるいはそのつくった技術を実際の製品に応用して、少しでも国民に技術を還元するし、同時にフィードバックも得て、更に技術の改良をしようということで、そういうものをつくっているジャンルがございますして、これは自分がやって技術を還元する。あるいはフィードバックを受けるということに意味があるわけでございますので、その性質上、民間に委託ということはなじまないのかなと、私どもは考えております。

どんなものがあるのかと申し上げますと、そこに が書いてございますけれども、奄美群島復帰50周年記念貨幣の発行記念のメダルでございますして、記念

貨幣自身も造幣局がつくっておりますけれども、その辺に関連するのはメダルですね。それをつくっております。平成大判と言う小判とか大判ですけれども、そういったものもつくっております。

能楽の七宝賞牌といったものは、造幣局でつくっているものでございます。

(2)が、外部から受注を受けてつくっているものでございまして、例はその下にありますように、各種メダル類ですね。スポーツ大会の表彰とか記念行事、あるいは県の功労者の表彰とか受注しております。

あと、七宝製品。これも名誉市民賞とか名誉県民賞とかですね。

表彰用の飾り額とか、あと役所の20周年記念とか25周年永年勤続とかの銀杯とか金杯とかいったものも、このジャンルでございましてけれども、こういったものを既に民間においてもつくっております、全く民間参入は自由でございます。

従来、造幣局が受注したものが民間企業にさらわれるという事態も、この分野では相当起こっているというところでございます。

以上が、造幣関係でございます。

それから、次、印刷局関連を説明させていただきますが、よろしゅうございますか。

鈴木主査 はい。

八田国庫課長 まず最初の御質問ですけれども、民間委託をすると安定供給に懸念があるのではないかという御質問をいただきました。造幣と同じ質問でございましてけれども、これは実は造幣と同じでございます。その安定供給という意味が、私どもの観点からいたしますと、倒産リスク、景気に左右されないとか、そういう意味での安定性を重視いたしますので、そのゆえに印刷局も造幣局と同じように特定独法という形に構成上なっているわけでございます。当然そういうことで共通のお答えをしております。

では、銀行券の大量供給が必要になった場合はどうするのだということでございますが、これは印刷局は、超勤、休日勤務、交替制、他部門からの人員投入で対応をすることになってございまして、造幣と比べますと、従来余り外注ということをしておりません。印刷局の場合には紙の製造から大半が内製化しておりますので、余り従来外注ということはしていないということで、従来も何とかその中のやりくりで対応してきたというのが実情でございます。

その次の御質問でございますけれども、業務内容と関連予算、配置人員でございますが、次に横紙を付けております。業務内容としては、「日本銀行券その他セキュリティ製品の製造」。このセキュリティ製品と申しますのは、後から出てまいりますけれども、国債の証券ですね。もうじきなくなりますけれども、国債証券とか、あるいは印紙とか切手類をセキュリティ製品と呼んでおり

ます。

その次の業務内容の下のところですが、「官報その他情報製品の編集、印刷及び普及」ということで、情報製品と言えれば何かと申しますと、これも後ほど出てまいりますけれども、予算書、決算書、法律案あるいは白書という政府刊行物。そういったものが入ってまいります。これにつきまして、製品ごとに関連予算を入れております。

配置人員その他でございますけれども、備考欄にございますように、印刷局の方では、ここで言う非常勤というのは再任用の短時間勤務職員の人を非常勤と言っており、これ以外の非常勤の人はいないというふうに聞いております。詳しい御説明は省略させていただきます。

続きまして、次の御質問でございますけれども、包括委託、民間委託をする。あるいは業務の一部をアウトソーシングする場合の法令上の問題点があるのかという御質問でございます。これにつきまして御説明いたしますと、まず日本銀行券。これは製品のジャンルごとに中身が変わってまいりますので、ジャンルごとに御説明してまいります。

まず日本銀行券につきましては、(1)でございますけれども、明文上、国立印刷局の独占とされているわけではございません。そこは造幣局とは違うところでございます。これは実は独法化する以前の特別会計法の時代からそうになっておりましたので、その形態を今も引き継いでおります。

しかし、明文上そうでございますけれども、私どもとしては、次のようなことをかんがみますと、国立印刷局しか日本銀行券というのは製造し得ないだろうと考えております。まず、 でございますけれども、万が一、真券に近い銀行券の偽造が行われるということがあると大変なことである。したがって、前回も御説明いたしましたけれども、偽造防止技術にかかる秘密の漏洩自体を法的に禁ずる必要がある。そのためには、注やあるいは でございますように、国家公務員の守秘義務というものが課されているということが非常に重要なわけですので、印刷局しか製造し得ないのではないかと、こういう観点から見てもそう考えているということでございます。

でございますけれども、日本銀行法 49 条という規定なのですけれども、そこに日本銀行は日本銀行券の製造と消却手続を定めて、財務大臣の承認を得るという制度がございまして、今そこは日本銀行の方は国立印刷局のみに製造発注する。財務大臣もそれを承認しているという制度になってございます。

その次のページに、そういう論点。この御指摘の論点について、国会で御質問をされたことがございまして、その答弁を付けてございます。これは平成 14 年 4 月 25 日の参議院財政金融委員会の尾辻副大臣の答弁でございます。質問された方は峰崎直樹先生でございます。この方は民主党の先生でございますけれ

ども、御質問の趣旨は当時、独法化の法案の趣旨でございますので、独法化して本当に大丈夫なのかと。やはり、国の機関でやるべきではないのかという御質問。

あと日銀券の印刷を印刷局が法律上、独占的にやらせるのだというのだったら、法文に書いておいていいのではないかという御質問がありまして、それに対する答弁を付けてございます。

ポイントのところは、下線を引いてございますが、上の方の下線部のところでは、職員も国家公務員としての国家公務員上の守秘義務を課すということで、措置を取っていると。だから、心配ないのだと。

真ん中の下線でございますけれども、そういう守秘義務を課すことから民間ではあり得ないと。この造幣と印刷しかないと政府として考えているということと、最後の下線部がさっき申し上げたような日本銀行法の規定もそうになっているのだということで御説明をしているわけでございます。これが従来からの政府の立場でございます。

次のページに行きますと、(2)でございますが、それを更にもうちょっと補強するような話でございますけれども、独立行政法人国立印刷局法という印刷局の根拠法でございます。これにつきましても、日銀券の製造を印刷局が独占することを前提に、以下のようないろんな義務がございます。

例えば、12条でございますと、そもそも製造計画は財務大臣が定めるのだとか、13条でございますと、何か通貨制度の安定に重大な影響を与える契約を締結するとき。例えば、一部技術を外部委託するとか、そういうときには財務大臣の承認を得るとか、秘密漏洩防止の必要措置を講じるとか、何か財務大臣の要請があったら、ちゃんと速やかに応じろという個別の規定で各種の義務を課しております。

そういうことも考えますと、何らの法的根拠もなく日本銀行券の製造を民間に包括委託ということは問題が非常に多いのではないかと。法律上も無理なのだろうと、私どもは考えている次第でございます。

続きまして、2番でございますけれども、日本銀行券以外のセキュリティ製品。国債証券とか印紙、切手類でございますが、これは多くの場合、すき入というものを偽造防止技術を使っております。すき入紙製造取締法という法律がございまして、そこで政府とか国立印刷局以外の者がすき入を使う場合には、財務大臣に許可を得る必要があるという規定がございまして、

これはこの間、御説明しましたけれども、例えば、ティッシュペーパーにすかしを入れるとか、そういうおよそ、それくらいのすかし技術であれば、日銀券の製造に変な影響はあるまいというものは政府が許可をしている実質でございまして、ただ、ここはそういう規制があるということだけでございまして、



私どもは想定しておりませんが、もしもどこか政策を 180 度転換して、どこか民間企業にすき入を使ったものをやらせるということになれば、それは当然その許可はするのでしょうか、これがあるからだめですというわけではございませんで、そういう規制がありますということをここで御説明しているだけでございます。

3 番「官報の編集、印刷及び普及」でございますけれども、これも明文上、印刷局の独占とされたわけではございませんが、この印刷局法の第 20 条におきまして、官報の適切かつ確実な印刷のために、内閣総理大臣から緊急の要請があった場合には、国立印刷局は速やかに要請された措置を講じなければいけないという規定が明文でございまして、そういうことを考えますと、何らの法的根拠もなく官報の編集等を民間に包括委託するというのは問題が多いのではないかと考えております。

ただ、今、現状でも、なお書きでございますけれども、既に公表して秘密保持の必要性がない内容を掲載する官報資料版。これは週に 1 回付録で付けるのですけれども、そういうものはもう民間に出しておりますし、官報の普及、販売なども含めてですけれども、これはもうアウトソーシングをしております。

4 番「官報を除く情報製品」ということで、予算、決算書、法律案あるいは白書等の政府刊行物でございますけれども、これも明文上、国立印刷局の独占とされているわけではございません。ただ、ここも法の第 20 条におきまして、内閣所管の機密文書の適切かつ確実な印刷のために総理大臣から緊急の要請があった場合には、印刷局は速やかに要請された措置を講じなければいけないという規定がございまして、そういう内閣所管の機密文書については、法的根拠なく包括委託はできないのではなかろうかと思っております。では、何が機密文書かと申しますと、その注にございまして、閣議決定または公表される前の法律案とか政令案。内閣総理大臣の施政方針演説、皇室関係の文書。こういったものが内閣所管の機密文書になるということでございます。

これ以外の製品につきましては、法令上、包括委託あるいは業務のアウトソーシングもいずれも問題はないと思います。

その次のページには、そういう今申し上げました関係の条文を付けておりますので、説明は省略させていただきます。

次の御質問が、外国の話でございました。前回 7 月のときにイギリスはどうも B O E、バンク・オブ・イングランドの貨幣製造部門が売却されたいという御説明をしたところ、よく調べてくれという御指摘をいただきまして、これにつきましては、この横表の方をごらんいただきますと、我々の調査の結果、この下の方でございまして、イギリスが今、デブデン印刷所という、これは後ほど御説明しますけれども、その印刷所の所有権そのものはまだイング

ランド銀行が留保しておりますので、そこがつくっておるのですけれども、印刷する権限、機能は民間企業が持っています。その注にございますように、デラル社という会社に売却をいたしました。これは2003年3月31に売却をいたしまして、このデラル社というのは150か国ぐらいの銀行券の製造を受注している企業でございます。世界的に見ますと、自分の国の銀行券を先進国の民間企業に発注するのはよくあることございまして、つまりそれだけの自前の偽造防止技術を持たない、普通の国と言ったら語弊がありますけれども、そこはこういうところに頼むわけでございます。

ドイツもブンデスデュルツケライ社というのが、昔、連邦の印刷局だったものが民営化された会社と、ギーゼッケという会社と2つがございます。

カナダはカナディアン・バンクノートという会社とB Aインターナショナルという会社の2つ。これは民間企業でございます。

このイギリス、ドイツ、カナダの3つが民間企業が包括委託あるいは部分委託をしているというものでございます。

この縦書きの方の資料に戻りますけれども、まずイギリス、ドイツ、カナダ。それぞれいろいろな事情や歴史的経緯があるのですという御説明でございます。

まず、イギリスでございますけれども、以前はイングランド銀行自身が銀行券をつくっておりましたけれども、90年代の後半から同行の製造設備に余剰が生じたということで、その組織のスリム化並びに余剰設備の有効活用をどうするかということで、BOEが検討いたしまして、結果的に2003年3月末ですけれども、銀行券の製造部門を民間企業に売却しております。その民間企業に売却して、その企業が銀行券の製造を受注しております。かつ設備に余剰がありますので、それを使ってほかのものもどんどんつくるということをしているわけでございます。ただ、さっき申し上げましたけれども、その設備の所有権はイングランド銀行が保有しております。

ドイツでございますけれども、これは第二次世界大戦以前は、連邦印刷局が独占的に銀行券をつくっておりました。ところが大战で連邦印刷局の製造設備が壊滅的打撃を受けましたために、海外の銀行券の製造実績がある国内の民間企業。さっきギーゼッケという会社があると申しましたが、この会社も100か国以上から受注しております。グーテンベルグ以来、ドイツは印刷のメッカでございますので、そういう技術を持っているわけでございます。その企業がございましたので、この企業は割と傷が浅かったようなので、そこに銀行券の製造を委託したと。どうもその成績が良好だったようでございまして、その後、連邦印刷局が復旧した後も、この連邦印刷局と民間企業、このギーゼッケが大体半々ずつ市場を分けるような形で製造して、40年近く経ちまして、2000年にその連邦印刷局が民営化されたという経緯でございます。

カナダでございますが、これもいろいろ詳細な理由がわからないのですけれども、どうももともとこの政府紙幣とか地方銀行券が発行された段階から、初めからこのカナディアン・バンクノート社とかB Aインターナショナル社。細かく言いますと、B Aインターナショナル社はちょっと前まではB Aバンクノート社とか、別の会社の名前だったのですけれども。

八代委員 細か過ぎませんか。ちょっと時間がなくなってきているので。

八田国庫課長 済みません。言いたかったことは、カナダのB Aインターナショナルという会社は、今はドイツのギーゼッケの子会社になっているということだけで、失礼しました。

(2)でございます。日本におきまして、歴史がございまして、明治初期のゲルマン紙幣はドイツの企業に製造委託しました。第二次世界大戦後は、細かく申し上げませんが、一部民間に委託したこともございます。印刷局も破壊されましたし。

ただ、その後、印刷局の製造整備を進めまして、その後、ずっと何十年も印刷局は自前でやってまいりまして、今や世界最先端の技術を持っていると言っても過言ではないと思いますので、私どもとしてはそういうことを考えますと、勿論ここを効率化することは当然なのですけれども、やはりここしかないのだろうというのが、私どもの考えでございます。

最後の紙は、日本は偽造が最近増えておりますけれども、まだ少ないのだということを示しておりますし、来週の月曜日からは新しい日銀券がいよいよ出ますので、そうなりますとますます偽造対抗力が強くなると、私どもは思っております。

以上でございます。

鈴木主査 どうもありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。どうぞ。

大橋専門委員 たくさん質問したいのですけれども、時間の関係があって、とりあえず2つだけ。

1つは、その印刷局、造幣局という独立行政法人が本体的な業務である貨幣の製造あるいは日銀券の製造という仕事を自らやっている理由としておっしゃったのは、2つあって、1つはその安定的かつ確実な製造供給能力が必要だからという、これが1つの理由ですね。もう一つが、その偽造防止のための高度な製造技術が必要なのだという、この2つの理由がその造幣局、印刷局が自らやっている理由として挙げられておるのでありますが、まず第1の安定的かつ確実な製造供給能力が仮にある民間事業者がいれば、ではそういうところにも委託することが可能だということの意味しているわけですね。

つまり、倒産がないようなしっかりした会社を委託先として委託するという

ことであれば、十分その御心配はなくなるということ。

もう一つの、2番目に挙げていた、偽造防止のための高度な製造技術ということをおっしゃいましたけれども、こういう高度な製造技術。つまり偽造防止の製造技術というのは、印刷局とか造幣局でなければ持っていないのかどうか。今の民間事業者の中には結構そんなことを言っては失礼かもしれないけれども、その造幣局や印刷局よりハイレベルのそういう技術を持っている民間会社というのは多いのではないかと思うのですが、そういう2つの観点から言ったら、決しておっしゃった2つの理由によって民間委託はできないという理由にはならないのではないかと私は思うのですが、これについて、どう考えるかということ。これが1つ。

もう一つ、今日の説明の中に、その貨幣でも日銀券の印刷も極端にその流通している紙幣とか貨幣が少なくなるということも、緊急の事態としてあり得ると思うのですね。その場合の対応として、それぞれの造幣局なり印刷局の職員が超勤してやるとかというようなことで対応しているというふうなお答えがありましたけれども、それでもだめな場合はどうするのですか。

例えば、紙幣がそのそれぞれの過程に滞留されてしまって、市場に出回らないというような事態もひょっとしたらあり得るかもしれませんがけれども、そういう緊急事態には印刷局なり造幣局の超勤で対応できないような場合もあると思うのだけれども、そういう事態についてはどう考えているのか。

そういうときには、もしその対応をするに、もうこれは民間委託しかないのではないかなと私は思うのですけれどもね、そういう点について、まず2つについて。

八田国庫課長 まず、最初の方の御質問でございまして、まず安定性、確実性というのは民間企業でも可能なのではないかとということでございますけれども、これは理論的な問題と現実的な問題と2つあると思っておりますけれども、理論的にはおっしゃるとおりでございます。例えば、さっきも御説明で言いましたけれども、銀行券の世界で申し上げれば、まさに政府部門が自前でそういう銀行券をつくったのは、世界全体から見れば少ないわけでございます。それは先進国だけでございまして、先進国がそういう技術を持っているので、万全のことをやるために自分でやっている。そういう技術を持っているところは、端から民間委託をしているわけですから、それはそういうことが理論的にあり得るのかと言え、それはあり得ると思えます。

ただ、日本もさっき申し上げましたけれども、明治の初め、現在の国家の最初のころは、やはりドイツにお願いしていて、ドイツの民間企業に刷ってもらっていたのです。2番目のお答えに関連いたしますけれども、戦後の混乱期には、民間に委託したわけです。印刷局の設備がありませんでしたし、ハイ

パーインフレに加えて新円に切り替えもありましたので、とても追い付かなくなりました。それはそういう非常事態があるときにやったことは事実ですが、造幣の方は、ちょっとイタリアがやや不明ではございますが、世界的には普通貨幣は政府貨幣でございますので、政府部門が直接でやるのが通例だとは思いますが。

ただ、これも絶対にやらないことはないと思いますが、ただ、私どもが申し上げているのは、今、日本にはその造幣局と印刷局があって、これは長い間かけて独自の技術をつくり磨いてきたわけですので、私どもはそれがある以上はそれを使って、勿論その効率化は更にしなければいけませんけれども、それは当然のことですけれども、それをまずは考えると。まずはそれを使うというのが現状における最も合理的かつ一番安全な政策判断ではないかと私どもは思うわけございまして、委員のおっしゃるように、勿論、民間企業に委託することはあり得ないなどということは理論的には言えないし、実際、過去の歴史もそうではなかったわけございまして。

偽造防止技術について申し上げますと、オリジナルでなければならぬのかということございましてけれども、これも前回そういう御質問があったのですが、今度11月1日から出回ります新しい日銀券の新札のうちの1万円券と5千円券につきましては、ホログラムというものが付いております。これは今ユーロなどでも使われておる、一応、最先端の偽造防止の一つでございますけれども、これはホログラム自身は印刷局の自前の技術ではございまして、仕様を印刷局が指定して、それを企業につくらせて買ってございまして、印刷局は張るだけでございまして。

そういう意味では、すべての技術が自前でなければいけないということはありませんので、一番大事なことは一番偽造されない立派なお札や貨幣をつくることございまして、そこは民間の優れた技術があれば、それを導入することは当然と思っておりますが、ただ、それをトータルに管理してトータルにつくる主体としては、やはり私どもは今、造幣局と印刷局を使うのが一番確実な選択であろうと、そう考えている次第でございます。

2番目の質問。流通量が極端に減ったような場合。それは余り想定してないのですけれども。

大橋専門委員 そんなことはあり得ないのかな。

八田国庫課長 余りないと思います。ただ、常に非常事態はありますし、現代で言えば、テロによって破壊されるとか、あるいは天災。

鈴木主査 地震だってあるじゃない。

八田国庫課長 地震もありますね。たまたま印刷局の工場がそうやって倒壊してしまうとか、そういうことがないわけではありません。それは非常事態の

場合には、それはもう緊急立法をしてもあると思います。現に終戦直後はそういうことをしたわけでございます。あのときはポツダム宣言の受託に関する勅令という、法律に代わるのがありまして。

八代委員 過去の話は結構です。

八田国庫課長 そういうことをやった例はございます。今後、そういう大異常事態が発生したときには考えなければいけないかもしれませんが、現状においてはそこまでの想定はしておりませんということでございます。

鈴木主査 そういう事態は想定して、そのときに民間にトランスファーして代わってやってもらわなければ仕方がないわけですね。例えば、印刷局がつぶれた翌日から刷れませんか、そうしたら直ちにどこかの、それを刷れるところ。国の内外を問わずに、そういうものにスイッチせざるを得ませんね。そういうことは想定した危機管理対策みたいなことは考えておられますか。

八田国庫課長 そこまでは具体的に考えておりません。

利田通貨企画調整室長 その点について言いますと、印刷局の工場は一か所にあるわけではございませんで、彦根にも静岡にもございますし、関東にもございます。分散という形です。一か所集中しますと、そういった天災に対する対応ができないということで、分散工場制を取るということもやっておるわけでございます。

鈴木主査 わかりました。

八田国庫課長 どこまで危機管理をするかの問題ではありますけれども。

福井専門委員 さっきの戦後とか明治初期に何か民間とか外国に頼んでいたというのは、貨幣も紙幣もですか。

八田国庫課長 紙幣です。

福井専門委員 貨幣はそのころはどうされていたのですか。

八田国庫課長 貨幣は、私の知る限り民間から買ったことはないと思います。現状をさっき申し上げましたけれども、円形とか延ばした板とかは買っております。

福井専門委員 そうすると明治の外国の会社とか、戦後は日本の会社ですか。そのときには委託先、受託者たる民間企業に何らかの守秘義務というのは課していたのですか。秘密保持に関する何らかの手当てをしていたのかということですか。

八田国庫課長 明治のはちょっとわかりませんが、多分あれはドイツの会社から製造委託して買ったのだと思いますけれども、戦後の方の話は先ほどもちょっと申し上げましたけれども、ポツダム勅令というポツダム宣言の受託に関する勅令という、これは当時、法律の権限を持つ、その下で大蔵省令を改正をして。

福井専門委員 どういう印刷会社ですか。固有名詞とか今もある会社でわかりますか。

八田国庫課長 これは例えば、凸版印刷さんとか共同印刷さん、東京証券印刷さん、大日本印刷さん、帝国印刷さん。

福井専門委員 それは同じ紙幣についても複数の民間企業が刷っていたわけですか。

八田国庫課長 それはとにかく足りないわけですから。

福井専門委員 仕様を統一して。

八田国庫課長 仕様を統一してやろうとしたのですが、なかなか実際はうまくいかなくて、結構ばらばらだったらしいのですけれども、勿論、当然仕様を統一すべく。

福井専門委員 ばらばらというのは、会社の違いがあるというわけではなくて、同じものを刷らせていたということですか。

八田国庫課長 同じものをつくるべく、一生懸命指導監督をしたのですけれども。

福井専門委員 そのときに偽造があったとか、あるいは秘密が漏れたとかというような事故というのはあったのですか。

八田課長補佐 秘密に関しても、秘密を厳守するように、例えば、受託経営者。つまりこれは受託した経営者の職員は公務員とみなすというふうな手当てをしています。

福井専門委員 事故はあったのですか。

八田国庫課長 秘密漏洩事故はどうかわかりませんが、当時の歴史的評価としては、当然一生懸命やったわけですから、印刷局の工場も壊れましたけれども、民間だって疲弊したわけですから、なかなか品質の統一が図れなくて、偽造があったかどうかはわかりません。何か恐らく、ちょっと混乱してしまったことは事実なのです。

福井専門委員 混乱というのは。

八田国庫課長 いろんな紙幣をつくったけれども、その紙幣が場所によって色合いとかデザインとか違ったりとか。

福井専門委員 工場が違うとか品質が一定しないということですか。

八田国庫課長 というようなことが、当時、記録されていたと思います。

福井専門委員 でも、それはだから偽造しやすかったというわけではないわけでしょう。多少色が薄いか文字が乱れているとかというのは、技術の巧拙の問題であって、偽造との関わりがないということなのではないでしょうか。

八田国庫課長 これは『日本のお金』という本がありまして、私の大先輩の方が書いた本なのですけれども、それを読みますと、偽造券の続発という状態

になったということも書いてございます。

福井専門委員 偽造券はいっぱい出てきたわけですか。

八田国庫課長 というくだりはございます。

福井専門委員 印刷技術が未熟だったために。

八田国庫課長 もう一度説明しますと、A5円券、A1円券という新しい日銀券を出したのですね。これが昭和21年3月でございます。

福井専門委員 そういふのはどうでもいいのです。偽造のことだけ教えて下さい。

八田国庫課長 不良品の多発、製造数量の過不足等の問題が発生し、またその図案は各券種間で統一性を欠き、用紙印刷方式等も粗悪であり、偽造券が続発するという状態になったという記述はございます。

福井専門委員 元に戻ってから、印刷局がやるようになってからは、そういう問題は解決したわけですか。

八田国庫課長 まず、その間にやったことは、印刷局の設備をまた復旧すると同時に改修し、御案内のように昭和24年にいわゆるドッジさんの緊縮財政が始まりまして、24年以降、急速にインフレが収まってきましたので、製造枚数もたくさん刷らなくても済むようになったのですね。それで印刷局が全部対応できるようになったのが昭和25年以降で、それ以降はデータはありませんけれども、偽造は減っております。

福井専門委員 とすると、印刷技術の未熟に伴う偽造だったわけですね。戦後期の一時期というのは。お札の印刷技術に関する秘密を漏らして云々というよりは、単にまねはしやすいような稚拙な印刷技術だったからというわけで、それはある意味では国の工場も民間の工場も同じような技術レベルにあったからだという理解ですね。

八田国庫課長 秘密漏洩自体が何件あったかというのは記述がないので、昭和20年代の話ですから、わかりませんけれども。

福井専門委員 例示にもないということは、恐らくそういう記録にとどめられるようなレベルではなかったということなのでしょうね。

八田国庫課長 ないことの証明は難しいものですから、それは何とも言えませんけれども。

鈴木主査 それは何ですか。新円切り替えのときに旧円の中に上に張りましたね。そのことですか。

八田国庫課長 それも含めてです。あのとき、全部新円に切り替えですから、新しい紙幣をいっぱいつくったのですね。かつハイパーインフレが進行したわけですから。そういうことで、印刷局の設備がだめだし、だから、民間の工場を借りたのです。



鈴木主査 私もそのころはもう物心が付いておったが、およそ記憶はないね。大体今おっしゃったような名前の会社以外にそんな偽造するような能力の会社すらいないというのが、あの当時の状況ですからね。

福井専門委員 その偽造について、後でもうちょっと詳しくわかれば、どんな事件があったのかを教えてください。

鈴木主査 不良品が出たとか何とかというのは、あの当時の日本の製品は不良品が非常に発生していましたから、それは言えるけれども。

福井専門委員 当然そうでしょうね。何で今こういうことをお聞きしたかのポイントは、技術の未熟というのはよくわかるんです。技術が未熟だったら、まねをしやすいかもしれない。でも、国にせよ民間にせよ、印刷技術で日本の技術がそんなレベルだということは、現時点では考えられないわけですから、そうしたらあと残るは何かというと秘密漏洩ですね。でも、秘密漏洩の報告はないのだったら、そのころの民間企業はちゃんと秘密を守ってやっていたのだと推定するのが、むしろ合理的なわけです。

だとしたら、これからもし民間に何か頼んだとしても、秘密が漏れて困るということはないと考えるのが普通の推論でしょうし、技術的には先ほど申し上げたように、今の技術だったら民間だろうが国だろうが、やはり相当のレベルだと考えれば、何も国で独占していなくてもいいということにきわめて自然になるはずですね。

鈴木主査 前回も言われたが、それは論理的にはそのとおりだと。ただ、私の方がいいのではないかという真情を吐露しておられたと思いますが。

福井専門委員 分散してリスクが集中するのを防いでいるというのは、これも別に民間で複数のところで統一した技術でやってもらえれば、それで済む話で、何も印刷局あるいは造幣局が複数持っていないといけないということには必然的にはならないと思います。

八田国庫課長 1つ諸外国でもそういう例があるわけですので、理論的な反論が難しいのですけれども、むしろその昭和20年代の秘密漏洩事件は調べてみますけれども、秘密漏洩について1点申し上げますと、やはり当時はそういう法令的にも、みなし公務員という扱いをしたということが、まず一つありますね。制度的な担保です。

福井専門委員 今後もそうしてもいいのじゃないですか。

八田国庫課長 これは前回の議論になりますけれども、前回も法的措置を講じて、秘密漏洩義務をここの民間企業の職員に課したらどうだという御質問があって、それはむしろそういう立法をされれば、秘密漏洩に関すれば同じですねということは申し上げたと思いますけれども、そこはその程度です。

福井専門委員 本日の話を聞いても何が違うのか、やはりわからないのです。

何で民間ではまずいのですか。素朴な疑問です。そこまでおっしゃるのだったら、一緒ではないですか。

八田国庫課長 私どもは、印刷局と造幣局というものを長年。

福井専門委員 私たちは長年やってきたからやりたいという願望はわかるけれども、そうではなくて、ポイントは民間でやるとなぜまずいのかということですね。

八田国庫課長 やりたいということではありませんで、それは誤解ですので。そうではなくて、私どもの通貨当局として、1回でも実験をして失敗したらえらいことですから、そういうことを考えればということです。

美原専門委員 ちょっと確認しておきたいのは、皆さんの業務収入の過半ですけれども、結局、投資コストと固定費にフィーをかけて、それが自動的に国庫から入る形になっているわけですね。皆さんは投資リスクを取っていないですな。ものすごく事業として安定してますね。

要はオペレーションとして、技術とか安定性が極度に重要視され、ものすごくいりだんだんオペレーションになっていて、その中で技術の発展とか人材育成をしている。こういうビジネスモデルなのですか。要は業務のパフォーマンス、コスト、そういったものの縮減や合理化に真剣な努力をされているのでしょうか。ちょっとその辺をお聞きしたい。マーケットリスクはほとんどないでしょう。

八田国庫課長 マーケットリスクですか。

美原専門委員 経営的にだれがやっても安定的な事業になるということですね。

八田国庫課長 だれがやってもというのは。

福井専門委員 こういう頼まれ方をしたら、それはつぶれようがないですねということでもありますね。だったら、やはりむだ遣いが、普通は多くなると考えるのが素直な推論です。

八田国庫課長 ただ、企業であれば、ほかの分野のリスクは当然かかっていますね。そうではないのでしょうか。

福井専門委員 企業はリスクを取るから、もっと必死に効率化する部分がかなり大きそうですねということです。

美原専門委員 だから、投資回収のコストも運営費も全くりスクのなさそうなお話ですから超安定的ですな。

八田国庫課長 ほかの仕事をやってはならぬということを法律で禁止しているのが、現在の業法では銀行法しかありませんので、そこだけ見れば安定的ですけれども、その企業がほかの仕事をしない保証はありませんし、それは絶対倒産しないというリスクとは言い切れないのではないのでしょうか。

福井専門委員 別に印刷会社がほかの仕事をしたっていいではないですか。まさに通貨を、貨幣なり紙幣をちゃんと偽造されないように秘密を守ってつくってもらえばいいわけでしょう。

八田国庫課長 それは倒産リスクがありますので。

福井専門委員 倒産リスクがあるのだったら、複数頼んでおけば保険になる。だって、それは地震で工場が壊れるのと同じことでしょう。

安念専門委員 しかも倒産とおっしゃるけれども、釈迦に説法だと思えますけれども、倒産したからといって別に輪転機は止まるわけではないのですから。それは倒産しつつ再建しつつ輪転機は回しているのですよ。

福井専門委員 倒産というのは、物理的に工場が跡形もなくなることはないのです。経営主体が変わるだけですから。

鈴木主査 需要がなければ輪転機も止まりますけれども、需要がある限りには輪転機は止まらないですよ。

福井専門委員 やはり業務効率化のところはどうしたって今の体制よりはあり得るわけだから、それはやはりチャレンジしていただかないと。

八田国庫課長 独法化をいたしましたことによって、毎年毎年その第三者の業務評価を受けて、まさにそういう仕組みで更に。

福井専門委員 どっちがより効率化ができるわけですか。民間だったら、それこそ倒産リスクとか給与が下がるリスクまで抱えてやるわけですから、必死に同じ技術水準や同じ製造枚数であれば、より安くつくろう、よりスピードを上げてつくってサービスに応えるようにしようとするインセンティブがあるわけですから、そこは無視できないのです。

鈴木主査 要するに競争関係を入れてみたらどうだということですね。ドイツは非常にいい例ですね。連邦印刷局は民営化して、それを救った世界に100以上の注文を受けておるところと半分半分でつくっておると。どちらが効率が良いのか。この民営化した連邦印刷局は、さぞかし一生懸命にやるでしょうね。そうしたら品質、技術、コストのいずれもよくなるに決まっていますね。だから、ドイツは非常にモデル的なものではないかという感じがしますね。

八田国庫課長 ドイツは戦前までは連邦印刷局が全部やっていたわけですがけれども、そういう終戦後の非常事態の中で、こういうギーゼッケという会社があって、ここがそれなりに当時よくやったのだらうと思うのですけれども、それで戦後ずっと半々という状態が何十年も続いてきたわけですね。それで民営化ということになったわけです。そういう歴史があるわけですので。

福井専門委員 最初やるときには、どこの国だって歴史はないですよ。だから、これだけうまくやっている例があるのだから、一回日本でもならってみようということですよ。

八田国庫課長 ちょっとは似たような状況にはあったのですけれども、そこから歴史が大きく違う方向に日本は行ったということだと。

鈴木主査 止めてしまったからですよ。お宅の方が人に頼んでおいて、やめてしまったからですよ。直ったからもうノーサンキューというわけでね。無情なことをやったから。

福井専門委員 今、別に技術が悪いとか、そういう議論ではなくて、同じ技術や同じ品質を維持するのだったら、民間を活用した方が安く早くできるという当たり前の議論をしているわけですから、こういうわけのわからない理由で頑張られないで、一回試してみる算段をしていただきたいと思います。

それともう一つだけ。偽造防止技術が確立して、現に造幣局なり印刷局にあるのだから、引き続きやりたいとおっしゃるけれども、それは引き継げばいいだけのことです。技術移転は簡単にできますから。

今あるところに常に技術をずっと残しておかないといけないと言ったら、およそ技術ある権利の移転はなくなってしまいますけれども、そんなことはあり得ません。どこだってちゃんとライセンスをもらって技術を継承すれば、ちゃんとやりますから。

ご主張はどれも理由がないというのが、明らかになった。そんなに頑張らないで民営化をやってください。

大橋専門委員 だから、福井専門委員の話をやや整理して言うならば、理論的には民間にお願いしても大丈夫だろうと、私もは考えていますし、その場合、そうなる次の問題は何かというと、民間でやった場合と直営でやった場合と、どちらが安いのだとか、そういう問題になるのだろうと思うのですね。

だから、そういう問題について、是非御検討を進めていただいて、そして結論を出していただきたいと思いますということをお願いしたいと思うのですね。

私はちょっと別の問題を聞きたいと思って、つまり紙幣の製造とか貨幣の製造というのが、これはある意味では印刷局、造幣局の本体的な仕事ですね。それ以外の何と言っているのですか、附属的というか。

福井専門委員 金属工芸品。

大橋専門委員 勲章の製造だとか、ああいう仕事について、例えば、勲章の製造については、現在のその仕事の受注のやり方は内閣府からお願いされているということなのですが、これは随契でやっておられるのですか。

八田国庫課長 随契でございます。

鈴木主査 それは別に法的根拠も何もない。要するに、賞勲局が発注するから、事実上造幣局に注文がくる。それが続いてきたから、そうしないといけないだろうなということですね。つまり、今までの経験に基づいて注文が来るから、やっているということですね。

八田国庫課長 会計法上、随意契約できるには要件が定められていますので。

鈴木主査 随契の問題ではないです。出さなければいけないだろうと思っている先が1社しかないのだから、随契にならざるを得ないではないですか。だけれども、その法的根拠は、という問題ですよ。

八田国庫課長 勲章につきましては、造幣局が独占する法的根拠というのはございません。

鈴木主査 だから、勲章類は、別に造幣局がつくらなくてはいけないという根拠規定があるわけではなくて、要するに賞勲局があなたの造幣局に全部発注をして、それが一つのプラクティスとして120年来固まっているから、だから来るといっただけの話ですね。

要するに、逆に言ったら、賞勲局が発注先を変えれば変わったということのことです。

大橋専門委員 競争入札にすると言ったら、それは当然応じざるを得ないですね。賞勲局が。

福井専門委員 そうすると、3ページに書いてあるというのは、一瞬ごまかされたのですけれども、まるでこの言い分は、勲章の製造は高度な刻印とか天皇の国事行為とかだから、造幣局以外に適任はおよそ存在しない。要するに、うちしか随契で同じ品質のものを作って受けるところはなく、ほかにはない。これはそういう品質の宣伝をしておられるわけですね。法的な論理で議論をしているのではなくて。

八田国庫課長 法的制約はないというふうにも前の方でお答えしておりますので。

福井専門委員 賞勲局が同等の民間の業者があると考えて、そちらに随契で出しても、別に文句は言えませんね。

八田国庫課長 法的には。

福井専門委員 法的ではなければ、どうやって文句を言うのですか。

八田国庫課長 さっき申し上げたように、そこの部分の書いてあることは、賞勲局も同じ見解でございますので、御確認いただければと思います。

福井専門委員 もう一回聞きますが、その発注者の立場で別のところで同等の技術があるということになったら、造幣局としては、そういう判断に対しては単に受注者なんだから服するだけだと。何か抵抗されたり、それはけしからぬと言って、ロビー活動をされたりということはないですねという確認です。

八田国庫課長 それは当然、一生懸命営業活動はすると思いますけれども、それは発注者の意思が。

福井専門委員 正当な法的に許された範囲での営業活動ならわかりますけれどもね。

鈴木主査 それから、この印刷関係の3ページの4のところですけども、これはどう読んでも、内閣総理大臣から緊急の要請があった場合には、断ってはいけないということを言っているにすぎない。したがって、これは独占の根拠にはならないのではないのでしょうか。印刷局は断ってはいけないという義務を負わされているという意味にしか読めないのですね。4の「官報の除く情報製品」。

八田国庫課長 ここは法的な議論をしておる場所でございますので、独占規定はございませんと。ただし、そういう明文の規定で、そういう義務規定が課されているわけですので、そういう法的根拠は何もなくて、民間に包括委託をするということは、現在の制度とのバランス上、問題が多いのではないかなということをここで言っているだけのことでございます。法令上の問題です。

鈴木主査 だから、民間に委託するときにも、要するに要請されたときには受けなくてはいけないという義務さえかければいいのであってね。

八田国庫課長 それを契約上の義務で済ませるのか、むしろここでは、法律上のところで法的義務になっていきますので、私どもは、それは法律上の義務を課するのが筋ではないかということと言っただけのことです。

福井専門委員 課せばいいわけですね。

八田国庫課長 課すことが必要だろうということですね。

福井専門委員 だから、課せばいいのでしょうか。

八田国庫課長 いいとは申し上げておりませんけれども。制度論としては、法的な根拠がなく包括委託はできないだろうと。

福井専門委員 だから、課したとして、何か更にこの件で問題になることはありますか。

八田国庫課長 いえ、これについてはございません。

鈴木主査 ほかにございますか。

総括しますと、今日聞いた中では、ドイツはさすがなものだと思います。きちんとやっているというのか、競争関係も導入しているし、独立行政法人というものから一歩進んでいるというので、非常にいいサンプルを聞かさせていただいたので、業務の効率化を御努力なさっているのはわかるけれども、やはり競争の中でやっていくというのが正しい問題だから、ドイツをまねるというような気概でもってやっていただきたいということをお願いして、もしそうでない場合には、とにかく他と比べるということの必要性から、包括的な委託というものをやれる印刷業者というのは幾らでもいるのだから、そういう問題の可能性を今後詰めたいと思いますので、よろしく。理論的に賛成だけではなく、心情的にも賛成の方に回っていただきたいなと思っておりますので。

大橋専門委員 日本の印刷局はあれですか。ほかの国の紙幣の印刷の依頼を

受けていることはあるのですか。

八田国庫課長 法律上、そういうことも可能なような業務規定は設けておりますが、現状は受注はしておりません。

大橋専門委員 そうですか。

鈴木主査 ドイツみたいに、技術を他の国に売ろうという気もないですか。

福井専門委員 途上国に売り込みに行かれたりはされないのですか。

八田国庫課長 これまではないです。ただ、印刷局をつくるときに、そういう業務をできるように、ちゃんと規定が入っております。

福井専門委員 民間がやっていたら、とうの昔に営業して、いっぱいいろんな国の札を刷っていたかもしれせんよ。

鈴木主査 ドイツの何とかという会社と競争でやって、どこかの国の紙幣の注文を取ってきたら、なるほど、しっかり技術も評価されコストも評価されてやっておるといふ、一つの証拠になりますね。

八田国庫課長 最後、私どもは理論的には賛成はしておりませんので、理論的な議論はあるでしょうけれども、これまでの現状として、歴史を踏まえると、私どもとしては通貨当局として、今の印刷局、造幣局を使うというのが最善だろうと。それゆえに特定独法という形で、国会の方で承認をいただいておりますので、その点を改めて御説明したいと思います。

鈴木主査 心情として承っておきます。

どうも御苦労様でございました。ありがとうございました。